

上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます）の売買等（* 1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料など諸費用について

- ・ 上場有価証券等の売買等にあたっては、購入対価の他に「委託手数料簡便算出表」に記載の委託手数料をいただきます。
- ・ 上場有価証券等を募集等により取得される場合、または外枠手数料を徴収しない方式で行う当社との相対取引の場合等には、約定代金のみをお支払いいただきます。ただし、相対取引につきましてはお客様との合意により手数料をいただく場合があります。
- ・ 外国証券の外国取引にあたっては、上記手数料の他に、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します。（* 2）
- ・ 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨、または異なる外貨間での交換をする際には、外国為替市場の動向に応じて当社が決定した為替レートによるものとします。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- ・ 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益権等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運用権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（* 3））といいますが、の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権、新投資口予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価

額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の財産の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。

- ・ 新株予約権、新投資口予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。
- ・ レバレッジ型、インバース型 ETF 及び ETN（* 4）の価額の上昇率・下落率は、2 営業日以上の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資効果が得られないおそれがあります。そのため、レバレッジ型、インバース型 ETF 及び ETN は、中長期的な投資の目的の適合しない場合があります。またレバレッジ型、インバース型 ETF 及び ETN は、投資対象物や投資手法により、銘柄固有のリスクが存在する場合があります。
- ・ 当社では原則、外国株預託証券（DR）の原株式への交換はお取り扱いしていません。
- ・ 外国の金融証券取引所に上場している外国証券（国内の金融証券取引所に上場されている場合や国内で公募・売り出しが行われた場合を除く）は、金融商品取引法に定める企業内容等の開示が行われていません。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・取引所金融商品市場または外国金融商品市場への委託注文の媒介、取次ぎまたは代理
- ・私設取引システムへの媒介、取次ぎまたは代理
- ・当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎまたは代理
- ・上場有価証券等の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い
- ・上場有価証券等の売出し
- ・上記のほか、売買等の媒介、取次ぎまたは代理

当社の概要

商号等	ワンアジア証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 201 号
本店所在地	〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-6-4 日新ビル 3 階
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

資本金	1 億円（2024 年 8 月 22 日現在）
主な事業	金融商品取引業
設立年月日	2001 年 2 月
連絡先	03-6273-4201

ご意見、苦情等のご連絡窓口

住所	〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-6-4 日新ビル 3 階
電話番号	03-6273-4391 月曜日～金曜日（祝日を除く） 8：30～17：30

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。金融商品取引業等業務に関する苦情および紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

住所	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
電話番号	0120-64-5005 月曜日～金曜日（祝日を除く） 9：00～17：00

- * 1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラント等、法令で指定される有価証券を除きます。また「売買等」には、デリバティブ取引及び信用取引は含まれません。
- * 2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地の制度、情勢等に応じて決定されますので、この書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
- * 3 裏付け資産が投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益権等である場合には、その最終的な裏付け資産含みます。
- * 4 「上場有価証券等」には、特定の指標（以下「原指数」といいます）の日々の上昇率・下落率に連動し、1日に一度価額が算出される上場投資信託（以下、「ETF」といいます）及び指数連動証券（以下、「ETN」といいます）が含まれ、ETF 及び ETN の中には、原指数の日々の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じて算出された数値を対象指数とするものがあります。このうち倍率が+（プラス）1を超えるものを「レバレッジ型」といい、-（マイナス）のもの（マイナス1倍以内のものを含みます）を「インバース型」といいます。
- * この書面上の各有価証券には、外国または外国の者の発行する証券または証書で同様の性質を有するものを含みます。

その他の留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により

記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のウェブサイト (<https://www.jsda.or.jp>) でご確認いただけます。